

令和6年度県産品販路拡大営業支援業務 企画提案公募要領

1 趣旨

県では、県産品販路拡大営業の支援を実施するとともに、青森県がヤマト運輸と連携協定を締結し提供している「A! Premium」の利活用促進にも取り組み、県産品のさらなる流通拡大及び商流の構築を図ることとし、その履行に当たり、最も適した受注候補者を選定するため、次のとおり企画提案を公募します。

2 委託業務の内容

(1) 業務内容

① 県産品サプライヤーの販路開拓支援

- ア 「A! Premium」を利用するサプライヤーの取扱量を増加させる取組を実施すること。(新規利用サプライヤーを含む。)
- イ 県が指定するバイヤーへ県産品のサンプルを年間100件程度発送すること。
- ウ 電話や書面等任意の方法によりアンケート調査等を実施し、サプライヤー及び発注者(大阪分室含む)に対し適切に助言すること。
- エ イの発送には、原則として「A! Premium」を活用すること。
- オ サンプル及び発送代金は受託者が委託費の範囲で負担すること。

② バイヤーの新規開拓支援

- ア 主に西日本及び国外のバイヤーで、新たに県産品の活用を希望する事業者を年間10件程度開拓すること。
- イ アで開拓した新規バイヤーの企業概要や取引傾向等、商談成約に資する情報を青森県大阪分室の職員へ共有すること。
- ウ アで開拓した新規バイヤーと青森県大阪分室の初回商談に当たってのアポイントや商談サポート、商談随行等を行うこと。
- エ 取引を継続していけるよう、大阪分室の営業について求めに応じ適切に助言・支援すること。

③ 市場トレンドや顧客、商材、商材の活用方法等の情報共有

- ア 定期的に開催するミーティング等において、その時期に応じた市場トレンドや商材等に関する資料を作成すること。
- イ ①や②において、新たに県産品の提供または活用を希望する企業等の情報共有を実施すること。
- ウ 関係企業及び庁内関係各課を参集し、年度末に開催予定の「青森県総合流通プラットフォーム運営会議」において、委託業務の実施報告をすること。
- エ ウの会議は、原則として青森市内で開催すること。

④ 報告書の作成

上記①～③に係る報告書を作成すること。

(2) 委託金額の上限額

3,500千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

※1 委託金額は、業務実績に応じて支払うことを予定しているものであること。

2 提案に当たっては、上記(1)の①から④までの各項目に掲げる業務毎に、管理費を含む単価を設定・積算し、提案すること。

3 本業務の履行に当たり、仲介手数料、成功報酬等、いかなる名目の経費であっても、委託料以外の経費を県以外の第三者から徴収、受領することは禁止するものであること。

4 具体の契約内容は、青森県と最優秀提案者とが協議の上、決定するものであること。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 スケジュール

募集開始	令和6年4月15日（月）	
質問書の提出期限	令和6年4月22日（月）	17時
質問書に対する回答	令和6年4月26日（金）	まで
参加表明書の提出期限	令和6年4月30日（火）	17時
企画提案書の提出期限	令和6年5月8日（水）	17時
書類審査	令和6年5月中旬	（予定）
審査結果の通知	令和6年5月中旬	（予定）
最優秀提案者との協議	令和6年5月下旬	（予定）
契約の締結	令和6年6月上旬	（予定）

4 参加資格

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 本業務について、十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定に該当する者でないこと。
- (3) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (7) 特定の宗教活動や政治活動を実施している者でないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団の統制下にある者でないこと。

5 質問の受付

質問がある者は、質問書（様式2）に必要事項を記載の上、令和6年4月22日（月）（17時必着）までに、「11 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

質問への回答は、全ての質問への回答を取りまとめの上、令和6年4月26日（金）までに、青森県庁ホームページに掲載します。

6 参加表明

参加を希望する者は、参加表明書（様式1）に必要事項を記載の上、令和6年4月30日（火）（17時必着）までに、「11 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

7 企画提案書の提出

(1) 提出内容

企画提案書（様式3）に必要事項を記載するとともに、経費積算がわかる資料を添付してください。経費積算がわかる資料については、上記2(1)の①から③までの業務を一連の単位（1件）とし、1件当たりの経費（管理費を含む。）を明示してください。

また、企業概要がわかる資料、直近の貸借対照表・損益計算書を添付してください。

なお、企画提案書の記載内容の補足や類似業務の実績を説明する資料等を添付することは差し支えありません。

(2) 提出方法及び期限

令和6年5月8日（水）（17時必着）までに、「11 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

8 審査の方法及び基準

(1) 審査方法

書面審査により最優秀提案者を選定します。

(2) 審査基準

- ①事業実施体制（業務実施に係る専門的知識を有した専門人員を配置する等、本業務のサポート体制が確保されているか等）
- ②県産品の魅力向上（商材のサンプル発送スキームやサプライヤーに対する助言のための知識、出荷体制構築支援体制が確保されているか等）
- ③新規バイヤー紹介先の選定・確保（商談先候補となる企業を発掘・選定するための現地ネットワークを有するなど、候補先選定に至る効果的なリソースを有しているか等）
- ④商談実施後のフォローアップ（商談開始後、県産品活用に向けた大阪分室の営業に対して、適切な助言・支援等を実施できるか等）

9 審査結果の通知及び契約の締結

- (1) 審査結果は、令和6年5月中旬（予定）までに、各提案者に書面により通知します。
- (2) 最優秀提案者を契約候補者とし、当事者間で協議の上、契約を締結することを予定しています。

10 留意事項

(1) 失格又は無効について

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④その他、指示した事項に違反した場合

(2) その他

- ①企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ②委託業務企画提案に関する説明会を行わない。
- ③提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案参加者が負うものとする。
- ④提案書作成・提出に係る費用は支給しない。
- ⑤企画提案参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するが、提出した書類は返却しない。
- ⑥提案内容は全て見積額に反映させること。（別途費用を要する等の内容は不可とする。）
- ⑦契約内容に個人情報保護に関する特記事項の遵守を含む。
- ⑧契約は、契約手続に係る書類の授受を、電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

⑨本業務の履行に当たり、仲介手数料、成功報酬等、いかなる名目の経費であっても、委託料以外の経費を県以外の第三者から徴収、受領することは禁止する。

11 書類の提出及び問合せ先

青森県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課

所在地：〒030-8570 青森市長島 1-1-1（県庁西棟 4階）

電話：017-734-9730

FAX：017-734-8119

メール：kensanhin@pref.aomori.lg.jp